

意見書の書き方

※書式は決まっています。

※下記の注意事項を留意のうえ、次の例を参考にお書きください。

都市計画案に対する意見書	
	令和6年 ○月 ○日
板橋区長 あて	
住所： ○ ○ ○ ○ ○ ○	
氏名： ○ ○ ○ ○ ○ ○	
電話： ○ ○ ○ ○ ○ ○	
対象となる区域、都市計画の内容（種類、名称）を記入してください。	
1. 意見をする区域及び都市計画案の内容	
区域 板橋区大山東町、栄町及び氷川町各地内	
都市計画案の内容 東京都市計画大山駅東地区地区計画の変更	
2. 利害関係についての説明（板橋区民以外の場合）	
3. 意見の内容・主旨	区民の方は、記入不要です。 例：板橋区大山東町○○番の土地所有者 遊座大山商店街を買い物で利用している

注意事項

- ・ 標題に意見書であることを明記してください。
- ・ 宛先を明記してください。
(今回の案件の都市計画決定権限は、板橋区なので板橋区長あてです)
- ・ 日付・住所・氏名・電話番号を記入してください。
- ・ 対象となる区域は、「板橋区大山東町、栄町及び氷川町各地内」と記入してください。
- ・ 都市計画案の内容は「東京都市計画大山駅東地区地区計画の変更」と記入してください。
- ・ 板橋区民を除く利害関係者の場合は、利害関係についての説明を記入してください。
- ・ 意見の内容・主旨を記入してください。

地区計画の変更(案)の縦覧、意見書の提出について

- (1)縦覧期間 :令和6年4月30日(火)～5月14日(火)
- (2)意見書提出期間 :令和6年4月30日(火)～5月14日(火)
- (3)縦覧場所 :板橋区役所 まちづくり推進室 まちづくり調整課
(北館5階13番窓口)
板橋区公式ホームページ
- (4)意見書提出場所 :板橋区役所 まちづくり推進室 まちづくり調整課
(北館5階13番窓口)
- (5)提出方法 :まちづくり調整課へ直接、郵送、FAX または E メールにて
ご提出ください。

直接、郵送

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番1号
北館5階 13 番窓口

F A X

03(3579)5437

E メール

m-omachi1@city.itabashi.tokyo.jp

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

今回の縦覧及び意見書の提出は、都市計画法第17条に基づく都市計画手続きとなります。